

## 再審法改正に向けた審議促進を求める意見書

えん罪被害者を救済する再審制度は、刑事訴訟法にその規定が設けられているが、再審請求の進め方については、その取扱いを裁判所の裁量に委ねている現状にある。

しかし、再審請求における証拠開示については詳細な規定が定められていないため、証拠開示の範囲に差が生じかねない。さらに、再審開始決定になったとしても、審理が長期化する事例が多々あり、えん罪被害者の救済を長引かせている。

そこで、再審請求手続きにおける全面的な証拠開示を制度化するとともに、再審開始決定後には審理を長期化させない措置を講じるという再審規定の速やかな改正が必要である。

よって、国会及び政府においては、えん罪被害者の救済のためにも、国民の権利と自由に基づく新しい時代の司法制度の確立に向け、関係機関とも協力し、よりふさわしい再審制度の在り方に関し、刑事訴訟法の再審規定について早期に議論を深めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年12月11日

静岡県静岡市議会

衆議院議長 宛て

参議院議長 宛て

内閣総理大臣 宛て

総務大臣 宛て

法務大臣 宛て